

# 令和 8 年度南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務委託 仕様書

## 1. 委託業務の名称

南紀熊野ジオパークに係るライダー向けプロモーション業務

## 2. 事業趣旨

本事業は、広範なエリアにジオサイトが点在する南紀熊野ジオパークについて、バイクという移動手段に着目し、バイクライダーに向けた魅力発信を行うことで、ライダーの誘客促進につなげる。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4. 業務内容

### (1) インフルエンサーによる動画制作及び情報発信

ライダー系 **YouTuber** 等のインフルエンサーを最低 2 名手配し、大阪方面からアクセスするパターン（最低 1 名）と名古屋方面からアクセスするパターン（最低 1 名）の 2 パターンで連携して動画撮影をすること。

行程は 1 泊 2 日で、初日はそれぞれ道中のジオサイト等の様子の撮影を行い、串本町で合流・宿泊。2 日目は一緒に古座川町及び串本町のジオサイト等を巡る様子を撮影し、それぞれの **YouTube** アカウント等で発信すること。

※行程については、その他の提案も理由があれば可とする

### (2) 上記の様子等の写真撮影及び納品

上記撮影に同行し、和歌山県（以下、「県」という。）が利用するための写真素材を撮影・納品すること。納品された写真は県観光公式サイトへの掲載や、SNS への投稿等、県及び県が認めた第三者（南紀熊野ジオパーク推進協議会、観光協会等）が県の魅力を広く紹介するために利用する。

### (3) その他

(1)、(2) の他、本事業に有効と考えるものについては積極的に提案すること。

## 5. 成果物

以下について、データで納品を行うこと。

### (1) 4. (1) に関する発信結果報告書（発信した URL、再生数、インプレッション数、視聴者属性、エンゲージメント率等）

- (2) 4.(2)に関する写真データ (jpeg 等)
- (3) 本事業に係る事業実績報告書

## 6. 著作権等

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は県に帰属するものとし、県は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

なお、4.(1)に基づきインフルエンサーが自身の YouTube チャンネル等で公開する動画については、当該インフルエンサーが著作権を保有したまま発信を行うものとする。県は当該動画について、YouTube の埋め込み機能・シェア機能等を通じた利用及び二次利用（転載・再配布を除く）ができるものとし、その条件については受託者を通じて各インフルエンサーと別途合意すること。

- (2) 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。また、県が認めた第三者（南紀熊野ジオパーク推進協議会、観光協会等）が、二次利用する場合がある。二次利用における許諾手続きは不要とすること。

## 7. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議を行い決定するものとする。